$\bigcirc$ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則(平成十五年国家公安委員会規則第十五号) 別記様式第4号(第7条関係) 指示書 年 月 B 公安委員会 印 住所又は居所 改 氏名又は名称 上記の者に対し、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第13条又は第15条第2項第1号の規定により、下配のとおり指示する。 記 正 案 別記様式第4号(第7条関係) 指示書 月 B 殿 0 公安委員会 印 住所又は居所 部を改正する規則新旧対照条文 氏名又は名称 上記の者に対し、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第13条又は第15条第2項第1号の規定により、下配のとおり指示する。 現 記 行 (傍線の部分は改正部分)

その1

指示を受ける

者

指示の内容

その1

指示を 受ける

者

指示の内容

· σ 2	その2
指示の理由	指示の理由
記載要額 指示を受ける者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表 者の氏名を併せて記載すること。 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。	者の氏名を併
この処分に不服のあるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して <u>3か月</u> 以内に 公安委員会 ( 経由)に対し <u>審査請求</u> をすることが できます。	以内に

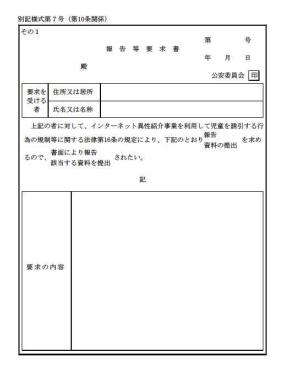
その2	
指示の理由	
者の氏名を併	る者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代安 せて記載すること。 記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
があったことを知	のあるときは <u>、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき</u> 、処分  つった日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に 公安委員会(  1) に対し <u>異議申立て</u> をすることができます。

<b>その1</b>		殿	命令書	10000	号 日
命令を	住所V	くは居所		公	安委員会 印
受ける者	150000	ては名称			
			52		
命令の	内容				

その1					第	号	
			命令	書	žer.	月日	
		殿			200	安委員会	和
命令を受ける	住所又	は居所					
	氏名又	は名称					
1		-	12				
命令の	内容						

その2	
命令の理由	
2 命令を受け 者の氏名を併	は、機線で消すこと。 る者が違人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代数 せて記載すること。 記載、得ないときは、別紙に記載のよ、これを添付すること。
この処分に不服	Rのあるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して <u>3か月</u> 公安委員会 ( 経由) に対し <u>審査請求</u> をすることが

ŧ02	
命令の理由	
2 命令を受け 者の氏名を併	は、横線で消すこと。 る者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代ま せて記載すること。 配載(書称いときは、別紙に配載の上、これを添付すること。
この処分に不服 があったことを失	Rのあるときは <u>行政不服審査法 (昭和37年法律第160号) に基づき</u> 、処分 Dった日の翌日から起算して <u>60日以</u> 内に 公安委員会 ( s) に対し <u>異議申立て</u> をすることができます。



の1								第		号
	殿	報	告	等	要	求	書	年	月	0.000
								公	安委員	会印
受ける	住所又は居所	-								
者	氏名又は名称	8								
	該当する資料を			ä	3					
要求の	内容									

その2	
要求の理由	
報告 資料提出	
記載要領 1 不要の文字 2 要求を受け 者の氏名を併	(は、模様で消すこと。     る者が貼入その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代すせて記載すること。     記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
	限のあるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して <u>3か月</u> 公安委員会( 軽由)に対し <u>審査請求</u> をすることが

to 2	
要求の理由	
報告 資料提出の期限	
2 要求を受ける 者の氏名を併せ	立、模線で消すこと。 さ者が注入その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表 で記載すること。 已載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
があったことを知	のあるときは <u>、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき</u> 、処分 った日の翌日から超算して <u>60日</u> 以内に 公安委員会( )に対し異議由立てをすることができます。

		75	善	m	会	書	第		뮹
	殿						年 国家公	月安委員	
	住所又は居所								
受ける者	氏名又は名称	:							
命令の	内容								

01			26	960	命	Δ	*	第		号
		殿	цх	8	TP(3	T)		年	月	Ħ
								国家公	安委員	会 印
命令を受ける	住所又に	上居所								
者	氏名又は	名称								
								用して児童		する行
り規制等	に関する	法律第24第	の規	定に	より	, F	記のと	るり命令す	<b>5</b> .	
					112					
命令の	内容									
命令の	内容									
命令の	内容									
命令の	内容									
命令の	内容									
命令の	内容									
命令の	内容									

その2	
命令の理由	
者の氏名を併せ	る者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表 せて記載すること。 記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを部付すること。
	のあるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して <u>3か月</u> 員会(警察庁経由)に対し <u>審査請求</u> をすることができます。
満考 用紙の大きさに	は、日本工業規格A4とすること。

命令の理由
記載要領 1 命令を受ける者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表 者の氏名を併せて記載すること。 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

この処分に不服のあるときは、行政不服審査法(駅和37年法律第160号)に基づき、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国家公女委員会(警察庁経由)に対し<u>異議申立で</u>をすることができます。 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

			爭	緑	取	消	通	知	書	第		号
		殿					_			年	月	Ħ
		PIX								国家公	安委員	会 印
通知を受ける	住所又	は居所										
者	氏名又	は名称										
取消しの	)理由											
	和を受け	る者が法			団体	であ	<b>多場合</b>	ticit	、「兵	:名又は名	称」欄に	こその代
	モ名を併せ	せて記載	する									

		殿	登	餘	取	消	通	知	書	1100	月安委員	号日 印
通知を受ける	住所又	は居所	1									
受ける												
取消しの	0理由											

			the state	4	盤	THE .	求	*	第		号
		殿	414	н	4	34	75			月	
lancon de la									国家公	安委員会	印
要求を受ける	住所又は居所										
	氏名又は:	名称									
					100	2					

01			報	告	等	要	求	書	第		号
		殿						_	V St. All States	月安委員	_
要求を受ける	住所又	は居所								3000	),5
支ける	氏名又は名称										
	404	より報告る資料を			and and						
					p	С					

要求の理由	
報告 資料提出	
2 要求を受け 者の氏名を併	株線で消すこと。     ち者が終人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表     すむすること。     足載し得ないときは、別版に記載の上、これを添けすること。

その2	
要求の理由	
報告 資料提出 の期限	
2 要求を受け 者の氏名を併	は、機線で消すこと。 る者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表 はで記載すること。 記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを指付すること。
があったことを知	のあるときは <u>、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき</u> 、処分 った日の翌日から起算して <u>60日</u> 以内に国家公安委員会(警察庁駐由)に することができます。